

徳島県告示第四百五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年七月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査を行った者の名称

海部郡海陽町

二 調査を行った時期

平成二十九年年度及び平成三十年年度

三 成果の名称

海部郡海陽町（日比原字日比原、大野、馳馬、正田、中川原及び久保字安養寺の一部

）（宍喰五十一、五十二、五十三）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

海部郡海陽町日比原字日比原、大野、馳馬、正田、中川原及び久保字安養寺の一部（

宍喰五十一、五十二、五十三）

五 認証年月日

令和二年六月二十五日